

市民集会施設建築費補助金交付要綱

昭和56年4月1日
市民局長決裁
最近改正 令和8年4月1日

(趣旨)

第1条 この要綱は、地域住民の福祉の向上に寄与するため、市民集会施設を新築、増築、改築又は購入（以下「新築等」という。）する場合の補助金交付について、必要な事項を定めるものとする。

(用語)

第2条 この要綱において次に掲げる用語の意義は、それぞれ各号に定めるところによる。

(1) 市民集会施設

特定地域の住民が主として当該地域の住民の集会、その他の用に供するために自ら設置する施設をいう。

(2) 自治組織等

町内会、自治会、建設期成会等の住民の組織する団体をいう。

(3) 新築

新たに施設を作ること及び全面改築をすることをいう。

(4) 増築

既設の施設に新たに建て増しすることをいう。

(5) 改築

従前と規模が異ならない程度において建物の主要構造部の改造を行うこと（全面改築を除く。）をいう。

(6) 購入

新たに施設を設置する場合に建物を買収することをいう。

(補助要件)

第3条 次のいずれかに該当する場合、その建築工事等の事業に対して予算の範囲内で市民集会施設建築費補助金（以下「補助金」という。）を交付することができる。

(1) 自治組織等が次に掲げるすべての項目に適合する施設の新築等を行う場合

ア 当該市民集会施設を設置することが、対象地域の住民の福祉向上のため、大きく寄与するものであること。

イ 当該自治組織等の構成員の同意を得ていること。

ウ 新築又は購入にあつては、新築又は購入しようとしている市民集会施設から、おおむね500m以内に集会の用に供する施設がないこと。

エ 当該市民集会施設の設置場所が地域会議室の設置されている小学校区域内でないこと。

オ 市民集会施設の延べ床面積が、おおむね100㎡以上450㎡以内であること。

カ この要綱に基づく補助により市民集会施設を新築し、又は購入している場合は、補助後、相当の期間を経過し、かつ、施設の状況により補助が必要と認められるもの。

キ 新築にあつては、市民集会施設の建設用地が確保されていること（借地の場合は、原則として設置しようとする市民集会施設の耐用年数の2分の1以上の期間が必

要。)

ク 補助金の交付申請は年度1回とし、市長が認めた場合を除き、申請年度内に新築等が完了し、第8条に定める事業実績報告書を提出できること。

ケ 施設の内容は、会議及び集会に必要な設備を備えていること。

コ 改築にあつては、工事費が50万円以上で、その内容がおおむね次のとおりであること。

(ア) 屋根の全面張替、土台替、トイレの水洗化、外・内壁の大規模な改修

(イ) 高齢者や障がい者等の会館利便性及び安全性の向上を図るための整備（バリアフリー化）

(ウ) その他修繕の範ちゅうに属さないもので市長が認めるもの

サ 新築、増築、改築における冷房機器の設置にあつては、貸室に1台も冷房機器が設置されていない場合の1室分に係る冷房機器の設置であること（冷房機器設置のみの申請の場合には、工事費が50万円未満であっても補助対象とする。）

(2) その他特に市長が認めた場合

2 前項第1号の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに掲げるものは補助の対象としない。

(1) 土地の買収、借用又は整地等に要する経費

(2) 地質調査、基本設計・実施設計及びその図書に要する経費

(3) 外構工事で施設に付随しないもの

(4) 備品購入費（法令に基づき設置を義務づけられているもの及び市長が別に定めるものを除く。）、事務費及び市納入金

(5) 既存建物の借用に関する経費

(6) 仮設的な工作物等耐用年数が短いもの

(7) 特定の団体、個人などから、設置に要する経費の全額相当の寄附を受け、住民負担を要しないもの

（補助金の額及び限度額）

第4条 補助金の額は予算の範囲内で別表1「補助金交付基準」に定める額とする。

（補助金交付申請）

第5条 市民集会施設の新築等を行う自治組織等の代表者は、工事の契約締結前に市民集会施設建築費補助金交付申請書（様式1）を市長に提出しなければならない。ただし、市長が認めた場合はこの限りでない。

2 前項に規定する市民集会施設建築費補助金交付申請書には、次の各号に掲げる書類を添付しなければならない。

(1) 事業計画書（様式2）

(2) 事業収支予算書（様式3）

(3) 工事費見積明細書

(4) 設計図書

(5) 新築、増築、改築の場合は、土地登記事項証明書等申請に係る市民集会施設の敷地について、当該自治組織等が権原を有することを証する書類

- (6) 購入にあつては、家屋等登記事項証明書等申請にかかる建物が現に存在することを証する書類及び当該建物の売買に関する予約書
- (7) 増築、改築、購入にあつては対象事業箇所の写真
- (8) 付近見取図
- (9) 自治組織等の規約及び役員名簿
- (10) 建築確認申請を要する工事については、建築確認通知書の写し
- (11) 自治組織等の承認を得ていることを証明する書類の写し
- (12) 補助金の交付の対象となる事業の目的等に照らして補助金の交付を受けることが公益上不適当と認められる法令違反等がない旨の誓約書（様式4）
- (13) 前各号に掲げるもののほか市長が必要と認める書類
（補助金の決定）

第6条 市長は、前条の規定により市民集会施設建築費補助金交付申請書の提出を受けたときは、当該申請の内容を審査し、補助の可否を決定する。

2 市長は、前項の規定により補助金を交付決定した自治組織等に対しては、市民集会施設建築費補助金交付決定通知書（様式5）により通知するものとする。

3 市長は、市民集会施設建築費補助金交付申請書を提出した自治組織等の代表者が次の各号のいずれかに該当する場合は、補助金を交付しない旨の決定をしなければならない。

- (1) 札幌市暴力団の排除の推進に関する条例（平成25年条例第6号。以下「暴排条例」という。）第2条第1号に規定する暴力団
- (2) 暴排条例第2条第2号に規定する暴力団員
- (3) 暴排条例第7条第1項に規定する暴力団員
- (4) その他補助金の交付目的に照らして補助金の交付を受けることが不適当であると市長が認める者

（届出）

第7条 補助金の交付決定を受けた自治組織等（以下「交付決定自治組織等」という。）の代表者は、工事に着手したときは工事着手届（様式6）を、工事が完了したときは工事完了届（様式7）を遅滞なく市長に届出たうえで工事の完了確認を受けなければならない。ただし、市長が認めた場合はこの限りでない。

2 交付決定自治組織等が市民集会施設の新築等の計画を廃止、中止又は変更するときは、事業変更等申請書（様式8）を市長に提出し、承認を得なければならない。

3 市長は、前項の規定による承認をした場合は、必要に応じて前条第1項の規定による交付を決定の全部若しくは一部の取消し、又は補助金の額を変更し、交付決定自治組織等に対し速やかにその旨を通知するものとする。

（実績報告）

第8条 交付決定自治組織等の代表者は、補助の対象たる工事が完了したときは、速やかに事業実績報告書（様式9）を市長に提出しなければならない。

2 前項の事業実績報告書には次の各号に掲げる書類を添付しなければならない。

- (1) 事業収支決算報告書（様式10）
- (2) 当該工事における契約書及び領収書の写し

- (3) 自治組織等の役員名簿
- (4) 集会施設の運営に関する規約（作成済の場合）
- (5) 集会施設の写真（全景及び内部）
- (6) 建築確認申請を要する工事については、建築検査済証の写
- (7) その他市長が必要と認めるもの
（補助金の額の確定）

第9条 市長は、前条の事業実績報告書が提出されたときは、当該事業内容の検査を行い、第6条第2項に定める交付決定通知に付した条件に適合すると認めるときは、交付すべき補助金の額を交付決定通知に基づき確定しなければならない。この場合、確定した額及びその算定基礎を市民集会施設建築費補助金確定通知書（様式11）により、交付決定自治組織等の代表者に通知する。

（補助金の交付）

第10条 市長は、前条の規定による補助金確定額の通知後、速やかに補助金を交付するものとする。ただし、市長が必要と認めるときは、事業終了前であっても補助金の全部又は一部を概算払により交付することができる。

（交付決定の取消し）

第11条 市長は、交付決定自治組織等が、札幌市補助金等交付規則（令和8年札幌市規則第24号）第17条の規定に該当するときは、交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

2 市長は、前項の規定による取消しをした場合は、交付決定自治組織等の代表者に対し速やかにその旨を通知するものとする。

（補助金の返還）

第12条 市長は、第7条第3項又は前条第1項の規定により交付決定をの取消しをした場合において、当該取消しに係る部分に関し、既に補助金が交付されているときは、期限を定めて、その返還を請求するものとする。

2 交付決定自治組織等が、前項の規定による補助金の返還の請求を受けた場合は、速やかに既に交付を受けた補助金を返還しなければならない。

（用途変更）

第13条 この要綱により補助金の交付を受けた市民集会施設については、やむを得ない場合を除き、その用途を変更し、又は処分してはならない。

2 前項の規定にかかわらず、やむを得ず用途の変更又は処分をするときは、あらかじめ書面で市長に届け、承認を得なければならない。

（事業実施の調査等）

第14条 市長は、必要と認めるときは補助対象事業の実施状況調査を行い、又は必要事項について報告させることができる。

（建物の寄附）

第15条 本市は、補助金により新築等を行った建物に係る寄附については、受理しないものとする。

（書類の経由）

第16条 この要綱により市長に書類を提出するときは、当該自治組織等が所在する「区」の

区長を経由しなければならない。

(施行の細目)

第17条 この要綱の施行に関し必要な事項は主管部長が別に定める。

附 則

この要綱は、昭和56年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、昭和57年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、昭和58年1月1日から施行する。

附 則

この要綱は、昭和58年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、昭和59年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、昭和61年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、昭和62年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成元年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成3年1月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成4年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成6年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成10年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成14年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成15年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成23年10月4日から施行し、平成23年6月30日から適用する。

附 則

この要綱は、平成24年4月5日から施行する。

附 則

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和7年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和8年4月1日から施行する

別表 1

補助金交付基準

1 補助金の算出方法

(1) 新築・増築・改築の場合

【補助対象面積×基準単価】×補助率 1 / 2 以内

ただし、建築単価が基準単価に満たないときは、建築単価とする。

(2) 1室分の冷房機器設置の場合

冷房機器設置に係る経費×補助率 1 / 2 以内

※(1)及び(2)の補助金交付申請が同時になされた場合、上記それぞれの方法により算出した補助額を合算した額を補助金の額とする。

(3) 購入の場合

【補助対象面積×〔基準単価×残存価値率〕】×補助率 1 / 2 以内

ただし、購入単価が算式による額（基準単価×残存価値率）に満たないときは、購入単価とする。

また、土地付き建物を購入する場合で、建物購入額が明確でないときは、当該土地の価額を算定して、その額を控除した額を建物価額とみなす。

2 限度額

1, 800万円とする。

※バリアフリー化のみの場合には限度額を150万円とする。新築・増築・改築・購入にバリアフリー化が含まれる場合には、上記に150万円を加える。

※1室分の冷房機器設置のみの場合には額を40万円とする。新築・増築・改築に冷房機器の設置が含まれる場合には、上記に40万円を加える。

3 基準単価

1平方メートルあたりの基準単価は、13万円とする。

4 建築単価

補助対象事業費 / 補助対象面積

※1室分の冷房機器の設置に係る経費は補助対象事業費から除く。

5 購入単価

補助対象建物購入額 / 補助対象面積

6 その他

上記各項により補助金額を確定する場合、補助確定額に1万円未満の端数が生じたときは、その端数を切り捨てたものを補助額とする。

〔備考〕

1 残存価値率

国税局減価償却耐用年数表に基づき、別表2のとおり定める

別表 2

減 価 却 残 存 率 表	経過 年 数	鉄筋・鉄骨 コンクリート造	ブロック造 石 造	鉄 骨 造 (肉厚が3mm以 上)	木 造 軽量鉄骨
	耐用年数	50年	41年	38年	24年
1	0.96	0.95	0.94	0.91	
2	0.91	0.89	0.89	0.82	
3	0.87	0.84	0.83	0.75	
4	0.83	0.80	0.78	0.68	
5	0.79	0.75	0.74	0.62	
6	0.76	0.71	0.69	0.56	
7	0.72	0.67	0.65	0.51	
8	0.69	0.64	0.61	0.46	
9	0.66	0.60	0.58	0.42	
10	0.63	0.57	0.54	0.38	
11	0.60	0.54	0.51	0.35	
12	0.58	0.51	0.48	0.31	
13	0.55	0.48	0.45	0.29	
14	0.52	0.45	0.43	0.26	
15	0.50	0.43	0.40	0.24	
16	0.48	0.40	0.38	0.21	
17	0.46	0.38	0.36	0.19	
18	0.44	0.36	0.33	0.18	
19	0.42	0.34	0.31	0.16	
20	0.40	0.32	0.30	0.15	
21	0.38	0.30	0.28	0.13	
22	0.36	0.29	0.26	0.12	
23	0.35	0.27	0.25	0.11	
24	0.33	0.26	0.23	0.10	
25	0.32	0.24	0.22		
26	0.30	0.23	0.21		
27	0.29	0.22	0.19		
28	0.28	0.21	0.18		
29	0.26	0.19	0.17		
30	0.25	0.18	0.16		
31	0.24	0.17	0.15		
32	0.23	0.16	0.14		
33	0.22	0.15	0.13		
34	0.21	0.15	0.13		
35	0.20	0.14	0.12		
36	0.19	0.13	0.11		
37	0.18	0.12	0.11		
38	0.17	0.12	0.10		
39	0.17	0.11			
40	0.16	0.10			
41	0.15	0.10			
42	0.14				
43	0.14				
44	0.13				
45	0.13				
46	0.12				

4 7	0. 1 1			
4 8	0. 1 1			
4 9	0. 1 0			
5 0	0. 1 0			